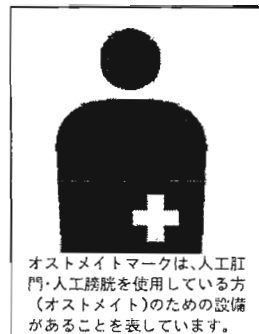


オストメイトの皆さんへ (人工肛門・人工膀胱保有者)



相模原市では、平成23年4月1日から ストマ用装具の保管事業を開始します。

近頃、頻繁に地震が起こっております。災害に備えて、皆さんは、自宅はもちろん、親戚や知人にストマ用装具の保管をお願いしていると思います。

しかし、災害時において住居が被災し、自己所有のストマ用装具の持ち出しができなくなることも想定できます。そのため、相模原市では、4月から皆様が使用しておりますストマ用装具を、市内4箇所の施設で保管する事業を開始します。

この制度をご希望される方は、別紙申請書によりお申し込みください。

申込期間：平成23年4月1日（金）から平成23年4月28日（木）まで

保管場所：次の施設の一部が保管場所となります。

- (1) 相模原市立療育センター陽光園（中央区陽光台 3-19-2）
- (2) 相模原市立障害者支援センター松が丘園（中央区松が丘 1-23-1）
- (3) 相模原市立上九沢身体障害者デイサービスセンター（緑区上九沢 4）
- (4) 相模原市津久井保健センター（緑区中野 613-2）
- (5) 相模原市南保健福祉センター（南区相模大野 6-22-1）

保管条件等：次の条件等に基づき、保管します。

- ①ストマ用装具は、横 30cm×縦 20cm×幅 5～6cm 程度のバッグに入れ、バックにはどこから見ても分かるように住所・氏名を明記して下さい。
- ②保管されるストマ用装具については、自分の責任において品質などを管理してください。市及び保管施設の管理者は責任を負いません。
- ③本人、代理人又は相続人に対して、1年以上連絡が取れない場合には、保管しているストマ装具を破棄します。

問い合わせ先及び申し込み先：相模原市健康福祉局福祉部障害福祉課

〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15

電話：042-769-8355（直通）

FAX：042-759-4395

E-mail：shougai-fukushi@city.sagamihara.kanagawa.jp